

## 大雪・寒波の準備はお済みですか？

### 水道管の防寒対策はお早めに・・・

寒波が来る前に水道管の防寒対策を忘れずに行いましょう。

●家を長期に空けるときの  
宅内の水道管の凍結破損や漏水防止のため、水道メーターボックス内の止水栓を閉めておきましょう。

●凍結を防ぐには

露出している水道管や蛇口に保温材を取り付けましょう（保温材が濡れないよう、ビニールテープなどで下から巻き上げてください）。

●凍結して水がでないときは  
蛇口を開き、凍った部分にタオルをかけ、蛇口の方からぬるま湯を、ゆっくりとかけてください。熱湯は、破裂やひび割れの恐れがあります。

●水道管が破裂、ひび割れたときは・・・水道メーターボックス内の止水栓を閉め、修理の申し込みをしてください。

■修理の申し込み先  
水道管理課、安来市指定給水装置工事業者

水道管理課 Tel 23-2020

※事業者の確認は、市のホームページまたは水道管理課まで。  
※宅地内の水道管工事は指定給水装置工事業者でなければできません。

凍結防止に役立つ保温材



### 除雪作業にご理解とご協力を・・・

市道の除雪は土木建設課 Tel 23-3307

降雪時の除雪作業は、次の計画で行います。

▽実施条件・新雪15cm以上の積雪があること

▽作業時間帯・・・5時～18時

▽除雪路線・・・①主要市道、バス路線および国道・県道に通じる市道②集落間を結ぶ市道③集落内市道（除雪できる幅員・回転場がある除雪対象路線）

▽除雪作業時のお願い

①国道・県道・市道に面する人家の屋根から落下した雪や、除雪後の人家の出入り口の雪は、交通に支障のないよう各家庭で

処理してください。

②道路上や待避所などに車両などを放置しないでください。やむを得ず一時的に置く場合は、赤布を縛りつけた竹を立てるなど目印をつけてください。  
※除雪作業中に放置物件に損傷



除雪作業の様子

を与えても補償はしません。

③民有地の樹木などが路上に倒れ、通行の支障となる恐れのあるものは、所有者が事前に処理してください。通行の支障となれば、県・市でやむを得ず伐採することがあります。

④除雪作業により碎石などが耕地に入る場合があります。この除去補償はいたしません。

⑤主要幹線道路の除雪を優先します。作業の順序は状況によって前後することがあります。

問 県道・国道の除雪・・・広瀬土木事業所 Tel 32-2031

## 小型除雪機を貸し出します

手押し型の小型除雪機を自治会や自主防災組織、ボランティア団体などに無償で貸し出します。詳細は各施設まで。機材の燃料費等は市で負担しますが、搬出・搬入は各自でお願いします。（トラックでの運搬にはブリッジが必要です）



配置場所▼消防署安来本署 Tel 23-3410 ▼消防署広瀬分署 Tel 32-2308 ▼消防署伯太分署 Tel 37-1026 ▼消防署比田分駐所 Tel 34-0154 ▼布部交流センター Tel 36-0001 ▼東比田交流センター Tel 34-0211 ▼山佐交流センター Tel 35-0129 ▼宇波交流センター Tel 36-0852 ▼西谷交流センター Tel 36-0376 ▼奥田原交流センター Tel 35-0047 ▼安田交流センター Tel 37-0835 ▼井尻交流センター Tel 37-0836 ▼赤屋交流センター Tel 38-0145